

総務常任委員会資料
2021年(令和3年)12月14日
総務局職員室給与担当

本年度の人事院勧告を踏まえた本市の対応について

本年度の人事院勧告を踏まえた本市の対応について報告します。

1 給与に関すること

(1) 人事院勧告の内容

期末勤勉手当の支給月数について、一般職の場合、年間△0.15月、再任用職員の場合、年間△0.1月の引下げ勧告がありました。なお、月例給与（給料月額）の改定はありません。

(2) 国の取扱いについて

市の給与改定の前提となる、国家公務員給与法の改正については、国の新型コロナウイルス感染症に係る経済対策全体との関係などから、例年11月中に行われる同法の改正が見送られ、現行の支給月数により12月の期末勤勉手当を支給することになりました。

また、国は、11月24日の閣議において、令和3年度の引下げに相当する額は令和4年6月のボーナスから減額することとなりました。

(3) 本市の対応

地方公務員の給与改定については、国から国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請があることから、国に準じ、以下のとおり取り扱うこととなります。

① 12月の期末勤勉手当について

条例改正を行わず、現行の条例及び規則等に基づく支給月数となります。

(一般職 2.225月、特別職 2.2月)

② 来年度の期末勤勉手当について

令和3年度の期末勤勉手当の引下げに相当する額については、国に準じ、令和4年6月の期末勤勉手当から減額する予定です。

なお、引下げの額や対象となる職員の範囲等については、詳細が分かり次第、令和4年第1回定例会3月議会以降、順次、条例改正等の必要な対応を行う予定です。

※ 市議会議員の期末手当については、「明石市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、特別職の改定にあわせた取り扱いとなります。

2 人事管理（休暇）に関すること

国においては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るため、不妊治療のための有給休暇の新設、育児休業の取得回数制限の緩和等の法改正を予定しており、本市においても、令和4年第1回定例会3月議会以降、順次、条例改正等の必要な対応を行う予定です。